

成年後見制度

利用支援事業の概要



成年後見制度を利用する高齢者や障害者等で、裁判所への申立費用や後見人等への報酬を支払うことが経済的に困難な方に、申立費用や報酬の一部または全部を助成します。

	申立費用の助成	成年後見人等への報酬の助成
申請時期	後見等の開始審判の確定後から 90日以内	報酬付与の審判決定後から 90日以内
助成対象 となる費用	申立手数料 登記手数料 郵便切手代 診断書料、鑑定料など	家庭裁判所が審判した成年後見人 等の報酬を助成。 (上限) ・施設等入所者・長期入院者： 月額 18,000 円 ・それ以外： 月額 28,000 円 ※後見人等が親族である場合は、対象外。
対象となる方	①と②のどちらにも、いずれかにあてはまる方 ① ・タ張市に居住し、タ張市に住民票がある方 ・タ張市の介護保険の被保険者で、介護サービスを利用している方 ・タ張市の援護を受け、障害福祉サービス等を利用している方 ② ・生活保護を受給している方 ・収入及び資産等の状況から費用を負担することが困難と認められる方（詳しい要件等は担当係へお問合せください） ※申立費用の助成については、親族等の申立代理人が申請する場合は、申立代理人も②のいずれかに該当している必要があります。詳しくは担当係までお問合せください。	

申請時に提出していただく書類について

1. 報酬費用助成の申請に必要な書類

報酬費用の助成の申請をする際には、次に定める書類を提出してください。

	提出書類	生活保護 受給者	生活保護受 給者以外
①	成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式1）	○	○
②	報酬付与の審判書謄本の写し	○	○
③	生活保護受給証明書（報酬付与の審判日時点で受給していることを確認できるもの） ※報酬付与の審判日以降に取得してください。	○	×
④	被後見人等の財産目録の写し	×	○
⑤	世帯全員の収入が判る書類（源泉徴収票、年金振込通知書等）の写し	×	○
⑥	世帯全員の通帳の写し ※通帳の表紙及び表紙をめくった見開き部分、及び報酬付与の審判日時点を含む直近1年間の出入金を確認できる箇所の写し	×	○
⑦	資産・収入状況等申告書、資産・収入状況等申告に関する調査等の同意書（別紙）	×	○

※その他審査に必要と市長が認める書類の提出をお願いする場合があります。

2. 審判申立費用助成の申請に必要な書類

審判申立費用の助成の申請をする際には、上記1に定める書類（②を除く。）の他に、次の書類を提出してください。

①成年後見等開始の審判書の写し

②審判申立に係る費用の関係書類（切手返還書の写し、診断書・鑑定費用の領収書の写し等

【夕張市役所の問い合わせ先】

65歳未満で障がいをお持ちの方は・・・生活福祉係

☎0123-52-1059

65歳以上の高齢者の方は・・・・・・包括支援係

☎0123-52-3107